

今後の新型インフルエンザ対策に関する市の基本的な考え方について

基本的な考え方

政府の「基本的対処方針」を受け、県においても新たな対応が示された。豊岡市においても県と同様の対応を行う。

対応の基本方針

社会生活、経済活動への影響を考慮し、社会活動の制限については解除する。

ア 学校、保育所、通所施設等の臨時休業を原則として解除する。

イ 集会、スポーツ、行事、イベント等の自粛を解除する。市民利用施設等は、開館する。

ウ 事業活動等、社会経済活動などは、通常のとおりとする。

1 市では、現在行っている社会活動制限については、次のとおり変更する。

学校・園について

ア 市内に所在する小中学校・幼稚園・保育園を再開する。

全市立学校・園の一斉臨時休業については、5月23日(土)をもって解除し、同日から開業する。

現状においては、今後、新たに患者が発生した場合、原則として、季節性インフルエンザと同様の対応を行う(保育園は原則開所)。

イ 私立学校・園等に対しては、5月23日(土)をもって、臨時休業の要請を解除する。

また、今後、新たに患者が発生した場合、各校の対応を要請する。

ウ 児童生徒・教職員の健康観察を強化し、発熱等の症状を呈する者に対しては、発熱電話相談への連絡を進める。

エ カウンセラー等を中心に児童生徒の心のケア等教育相談を強化する。

オ 学校行事等については、次のとおり対応する。

クラブ活動は、校内活動に限って実施する。

対外試合や合同練習などの校外クラブ活動については、当面5月29日(金)まで自粛する。解除については、その時点で検討する。

校外活動(修学旅行含む)の実施については、学校と十分協議し判断する。

地域住民・保護者等の参加行事については、当面5月29日(金)まで自粛する。

注)ウ～オについて、私立学校・園等に対し要請する。

高齢者通所施設等について

- ア 5月23日(土)以降、臨時休業の要請を解除する。
- イ 現状においては、今後、新たに利用者・職員から感染者が発生した場合、原則開所として、季節性インフルエンザと同様の対応を行う。
- ウ 高齢者通所施設等に対し、次の指導を行う。
 - 手洗いやうがい等により感染症防止対策に努めること
 - 利用者の健康状態を把握して、発熱があれば発熱電話相談窓口連絡して適切な対応を行うこと

市関係の公民館等公共施設・イベント等について

- ア 市関係の公共施設(学校開放を含む)は、十分な注意体制をとることを前提に、5月23日(土)から開館する。
 - 民間の施設への要請についても同様とする。
- イ 集会、スポーツ、行事、イベント等について、5月23日(土)以降、個別の事情(実施場所、参加者層、実施内容等)を踏まえて、主催者が判断することとし、一律の自粛・自粛要請は解除する。
 - なお、イベント等の実施にあたっては、消毒薬を用いた手洗い、マスク着用などの注意喚起を行う。

2 感染の予防及び拡大防止にかかる市民の皆様へのお願い

市民の皆様には、引き続き次の取り組みの徹底にご理解・ご協力をお願いする。

5月23日(土)から、学校や施設を原則として通常どおり運営することとなりますが、これは、新型インフルエンザの感染が治まったことを意味するものではありません。

市としては今後も引き続き、感染の拡大を防止するための対策に全力で取り組みます。

相談窓口連絡先

| 健康福祉事務所(保健所) | 連絡先 |
|----------------------|---------------|
| 豊岡健康福祉事務所(豊岡市幸町7-11) | 健康管理課 26-3671 |

発熱電話相談窓口で、休日も含めて24時間対応

聴覚障害者向けの「新型インフルエンザ相談窓口」の設置

兵庫県では聴覚障害者向けのFAXによる相談窓口が設置されています。
FAXでの相談は下記の番号をお願いします。

兵庫県疾病対策室 FAX : (078) 362 - 9875
(24時間対応可能)

3 市民への周知方法

| | |
|---------------|--------------|
| 記者発表 | 22日(金) 14:00 |
| 市長による防災行政無線放送 | 22日(金) 19:00 |
| | 23日(土) 7:30 |
| 市ホームページへの掲載 | 22日(金) |
| FMジャングルでの放送 | 22日(金) |